

議案第 6 5 号

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 27 年南あわじ市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項第 1 号に定める弁護士については、前条第 2 号に規定する調査に関し、専門的調査及び評価等に従事するものとする。

第 18 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項に定める弁護士については、特に専門的調査及び評価等に従事するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 次項の規定による改正後の南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 8 年 8 月 26 日から適用する。

（南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題対応委員会委員の部委員長の項中「15,000 円」の次に「（南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 27 年南あわじ市条例第 19 号。以下「協議会条例」という。）第 11 条第 4 項に規定する委員にあつては、勤務 1 時間につき 55,000 円の範囲内で市長の定める額）」を加え、同部委員の項中「8,000 円」の次に「（協議会条例第 11 条第 4 項に規定する委員にあつては、勤務 1 時間につき 55,000 円の範囲内で市長の定める額）」を加え、

同表いじめ問題調査委員会委員の部委員長の項中「15,000 円」の次に「(協議会条例第 18 条第 4 項に規定する委員にあつては、勤務 1 時間につき 55,000 円の範囲内で市長の定める額)」を加え、同部委員の項中「8,000 円」の次に「(協議会条例第 18 条第 4 項に規定する委員にあつては、勤務 1 時間につき 55,000 円の範囲内で市長の定める額)」を加える。

(経過措置)

- 4 令和 8 年 8 月 26 日から施行日の前日までの間になされた南あわじ市いじめ問題対応委員会（以下「対応委員会」という。）又は南あわじ市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の弁護士の委員の職務については、改正後の協議会条例第 11 条第 4 項又は第 18 条第 4 項の規定によりなされたものとみなす。
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 3 項の規定による改正前の南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第 1 条～第10条 略 (組織及び委員) 第11条 略 2・3 略 第12条～第17条 略 (組織及び委員) 第18条 略 2・3 略 第19条以下 略	第 1 条～第10条 略 (組織及び委員) 第11条 略 2・3 略 <u>4 第 2 項第 1 号に定める弁護士については、前条第 2 号に規定する調査に関し、専門的調査及び評価等に従事するものとする。</u> 第12条～第17条 略 (組織及び委員) 第18条 略 2・3 略 <u>4 第 2 項に定める弁護士については、特に専門的調査及び評価等に従事するものとする。</u> 第19条以下 略	

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行			改 正 案			備 考
別表（第 1 条関係）			別表（第 1 条関係）			
区分		報酬の額	区分		報酬の額	
教育委員会～教育振興基本計画策定委員会委員 略			教育委員会～教育振興基本計画策定委員会委員 略			
いじめ問題 対応委員会 委員	委員長	日額15,000円	いじめ問題 対応委員会 委員	委員長	日額15,000円（南あわじ市いじめ問題対策 連絡協議会等条例（平成27年南あわじ市条 例第19号。以下「協議会条例」という。） 第11条第 4 項に規定する委員にあつては、 勤務 1 時間につき55,000円の範囲内で市 長の定める額）	
	委員	日額8,000円		委員	日額8,000円（協議会条例第11条第 4 項に 規定する委員にあつては、勤務 1 時間につ き55,000円の範囲内で市長の定める額）	
いじめ問題 調査委員会 委員	委員長	日額15,000円	いじめ問題 調査委員会 委員	委員長	日額15,000円（協議会条例第18条第 4 項に 規定する委員にあつては、勤務 1 時間につ き55,000円の範囲内で市長の定める額）	
	委員	日額8,000円		委員	日額8,000円（協議会条例第18条第 4 項に 規定する委員にあつては、勤務 1 時間につ き55,000円の範囲内で市長の定める額）	
保育所等運営事業者選定委員会委員～下水道事業審議会 略			保育所等運営事業者選定委員会委員～下水道事業審議会 略			

